



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 賃金不払い残業の是正結果公表

NEWS2. 平成29年度 医療費控除改正のポイント

NEWS1. 賃金不払い残業の是正結果公表

厚生労働省は、平成28年度の監督指導による賃金不払い残業の是正結果を公表しました。これは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成28年4月から平成29年3月までの期間に不払いだった割増賃金が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

【是正企業数等の概況】

- ・是正企業数: 1,349企業 (前年度比 1企業の増)
うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、184企業
- ・対象労働者数: 9万7,978人 (前年度比 5,266人の増)
- ・支払われた割増賃金合計額: 127億2,327万円 (前年度比 27億2,904万円の増)
- ・支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり943万円、労働者1人当たり13万円

【労働基準監督署の監督指導事例】

労働基準監督署では、監督指導の対象となった企業に対して、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、様々な取組みを行っています。以下では、その監督指導事例を一つ取り上げます。

<賃金不払残業の状況>

- ・賃金不払残業に関する情報が労基署に複数寄せられたことから、立入調査を実施。
- ・会社は、労働者が始業・終業時刻をパソコンに入力し、上司が日々承認することにより労働時間を管理していたが、パソコンのログ記録とのかい離が認められ、また、月末になると一定の時間を超えないよう残業を申告しない様子が伺われるなど、賃金不払残業の疑いが認められたため、労働時間の実態調査を行うよう指導。

<企業が実施した解消策>

- ・会社は、パソコンのログ記録や労働者からのヒアリングなどの実態調査を行い、不払いとなっていた割増賃金を支払った。
- ・賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。
 - (1)適正な労働時間管理を実現する仕組みを検討するためのプロジェクトチームを立ち上げた。
 - (2)役員である事業所長が適正な労働時間管理について緊急メッセージを発信するとともに、説明会を開催し、職場管理者を含めた全労働者に対する教育を行った。
 - (3)相談窓口を設置し会社の労務管理に関する疑問などを相談できる体制を整備した。

労働基準監督署による監督指導が厳しさを増す中、企業においては労働時間管理の見直しや更なる適正化に向けた対応が迫られています。労働時間管理の基本は「労働時間の適正把握」からです。

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。
お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先 名古屋事務所 052-571-5480
西尾事務所 0563-57-7850

Question

年末にさしかかるこの時期、平成29年分の確定申告準備として、例年のごとく、医療費の領収書の集計を始めました。ところが、知人から、『平成29年度分から医療費をわざわざ集計する必要がなくなったから、今年から楽だね。』と言われました。どのような改正があったのか教えてください。

Answer

平成29年分の医療費控除は、領収書の提出が不要となりましたが、その代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。ただし、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。なお、医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。



【解説】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は、領収書の提出が不要となりました。その代わりに、“医療費控除の明細書”の添付が必要となりましたので、明細書の作成手順を記載例とともに説明します。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
青色 太郎	ひまわり病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円 96,000	円 0
青色 花子	あさがお薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円 36,000	円 0

・医療を受けた人、病院・薬局ごとにまとめて記入することができます。

・(NEW) 医療費の区分欄に内容に応じてチェックを入れます。

※これまでと同じような医療費の明細書は作成していましたが、あくまでも分かりやすさのための参考資料に過ぎませんでした。



医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、上記明細の記入を省略できます。

医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

サラリーマンであれば会社から配布(※健保組合から直接送付される場合もあります)されます。

国民健康保険の加入者であれば、市区町村から通知書が送付されます。

医療費通知を見ながら、下記のように記載します(“医療費控除の明細書”に記載欄があります。)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
132,000	132,000	0

⇒この方法を選べば、質問者の知人様のご指摘のとおり、わざわざ医療費の領収書を揃えて集計する必要がありませんので、かなりの手間が省けます。

ただし、実務上、次のような注意が必要になると思います。

注意① 健保組合等からの医療費通知は、対象期間がさまざまです。(例 平成28年12月～平成29年11月までの期間分) 通知書から平成29年対象分を抜き出す必要があります。

注意② 健保組合等からの医療費通知に記載されていない医療費(対象期間締め後の分や市販の薬代など)は別途集計して、上記記載例の“医療費控除の明細書”に記入しなければいけません。

つまり、医療費通知に基づく簡易な方法と、今までとおり集計し、医療費控除の明細書を作成する方法を併用する形になるのではないのでしょうか。

★ 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、従来とおり、医療費の領収書の添付又は提示によることもできますので、ご安心ください。

関係法令通達

国税庁ホームページ「医療費控除の明細書」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850